



参考

民主党の食の安全・安心に関する政策について

組閣直後の官邸における閣僚記者会見で、赤松農林水産相が鳩山総理から指示を受けた論点として紹介した中に、「農山漁村の6次産業化の推進」及び「食の安全・安心の確保」があります。

これらは民主党の「農山漁村6次産業化ビジョン」にとりまとめられており、その中の「(2)食の安全及び消費者の安心の確保」における「イ 食品のトレーサビリティ・システムの導入」の一部分について、以下に紹介します。

「農村漁村6次産業化ビジョン（抜粋）」

イ 食品のトレーサビリティ・システムの導入

① トレーサビリティは、生産者と消費者との距離が拡大し、お互いの顔が見えない経済社会の下では、食品の安全性に関わる事故や不適合が生じたときには、迅速な原因究明や製品回収に、また、表示など情報の信頼性が揺らいだときには、その正しさの検証に有効な仕組みである。食品トレーサビリティの先進地であるEUでは、製品回収の担保として、全ての食品と飼料、食用家畜等について、最低限必要なトレーサビリティを確保するため、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の保管と緊急時における管轄当局への情報開示を全ての食品関連事業者等に義務付けている。また、牛肉、卵等の特定品目については、表示の信頼性の担保として、内部トレーサビリティを確保し、ロット単位の追跡・遡及が可能となるようにし、固有の識別番号の印字等の措置を義務付けるなど、一段階レベルの高いトレーサビリティを義務付けており、二段階のトレーサビリティ確保への取組が行われている。

このように EU においては、万全を期した食品の安全管理システムを導入していても、製品に不都合や事故が生じることがあるため、その場合に正確で迅速な撤去・回収が行えるよう、危機管理の一環として、食品関連事業者等に対して、全ての食品等について、最低限の記録の保管と緊急時における管轄当局への情報開示を義務付けているものと考えられる。また、特定の食品については、トレーサビリティによって表示の信頼性を担保するため、事業者内の内部トレーサビリティを確保し、ロット単位の追跡・遡及が可能となるようなレベルの高いトレーサビリティを義務付けているものといえる。

② こうした状況を踏まえ、日本においても、将来の一定時期(5年後)に、①製品回収の担保として、全ての食品についてベーシックなトレーサビリティを義務付け、②内部トレーサビリティを確保し、ロット単位の追跡・遡及が可能となる一段階レベルの高いトレーサビリティについて、当分の間、その導入を奨励していく。

なお、ベーシックなトレーサビリティを義務付けるまでの間を、その導入を促進する期間と位置付け、消費者のトレーサビリティに対する理解を深め、トレーサビリティ全般に対する信頼性を確保していく。

③ (略)

④ トレーサビリティは、あくまで食品の移動を把握するものであり、製造工程での食品の安全管理や品質管理を直接的に行うものではなく、そうした目的を達成する措置として農業生産工程管理手法(GAP)や危害分析重要管理点(HACCP)手法がある。こうした措置については、EU においてすでに義務付けがなされていることや義務付けについて消費者が強く望んでいること等を勘案しつつ、トレーサビリティの義務付けの時期との整合性を踏まえ、別途、義務付けを図る。

⑤ このようなトレーサビリティや HACCP 等の導入を義務付けるに当たっては、消費者をはじめ、生産者、流通業者、製造・加工業者等利害関係者の意見を十分に聴取した上で、事業者の業態、規模等を勘案して、経過措置や除外措置など必要な措置を講ずる。なお、トレーサビリティや HACCP 等の義務付けを行う場合には、食品安全基本法、JAS 法、食品衛生法等の関連する法律制度との関係を整理する。

(注意) 波線はシス・トレ協議会が付けたものです。